

令和4年度

(2022年度)

男女共同参画推進事業

報告書

泉佐野市 市民協働部 人権推進課

いずみさの女性センター

目 次

I	泉佐野市男女共同参画施策の概要	P 1
	1. 目的	P 1
	2. 担当課	P 1
	3. 拠点施設	P 1
	4. 職員構成	P 1
	5. 推進計画	P 2
	6. 庁内推進組織	P 2
	7. 諮問機関	P 2
	8. 施設の利用状況	P 2
II	男女共同参画推進のあゆみ	P 5
III	事業の実施状況	P 12
	1. 学習事業	P 12
	2. 交流事業	P 25
	3. 広報・啓発事業	P 27
	4. 情報収集・提供事業	P 30
	5. グループ活動の支援	P 30
	6. 相談事業	P 31
	7. その他	P 31
	(参考資料)	
	泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	P 35
	泉佐野市男女共同参画審議会規則	P 38
	泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱	P 40
	いずみさの女性センター要綱	P 42
	グループ登録についての規定	P 44
	いずみさの女性センターネットワークグループ一覧	P 45
	いずみさの女性センターネットワーク会則	P 46

I 泉佐野市男女共同参画施策の概要

1. 目的

泉佐野市におけるジェンダー平等社会の実現
(「第3次 泉佐野市男女共同参画推進計画」より)

2. 担当課

市民協働部 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号 ☎072-463-1212

3. 拠点施設

いずみさの女性センター

〒598-0005 泉佐野市市場東1丁目2番1号

レイクアルスタープラザ・カワサキ(泉佐野市立)生涯学習センター1階

TEL&FAX 072-469-7125

E-mail hitohito@city.izumisano.lg.jp

4. 職員構成 (R4.4.1現在) ※人権推進課のうち、男女共同参画を担当する職員

市民協働部	人権推進担当理事	1名	
人権推進課	課長	1名	
〃	課長代理	1名	
〃	係長	1名	……女性センター担当
〃	主任	1名	…… 〃
〃	臨時嘱託員	1名	…… 〃

5. 推進計画

いずみさの女性プラン21

計画期間 1991（平成3）年12月5日～2001（平成13）年3月31日
策定年月日 1991（平成3）年12月5日

改定いずみさの女性プラン21

計画期間 1998（平成10）年11月～2002（平成14）年3月31日
策定年月日 1998（平成10）年11月改定

泉佐野市男女共同参画すいしん計画

計画期間 2002（平成14）年4月1日～2012（平成24）年3月31日
策定年月日 2002（平成14）年3月29日

改訂泉佐野市男女共同参画すいしん計画

計画期間 2007（平成19）年4月1日～2012（平成24）年3月31日
策定年月日 2007（平成19）年3月改訂

第2次いずみさの男女共同参画行動計画

計画期間 2012（平成24）年4月1日～2022（令和4）年3月31日
策定年月日 2012（平成24）年4月1日

第2次いずみさの男女共同参画行動計画改訂版

計画期間 2018（平成30）年4月1日～2022（令和4）年3月31日
策定年月日 2018（平成30）年3月改訂

第3次泉佐野市男女共同参画推進計画

計画期間 2022（令和4）年4月1日～2031（令和13）年3月31日
策定年月 2022（令和4）年3月

6. 庁内推進組織

泉佐野市男女共同参画推進会議（P40 要綱参照）

活動状況

- ・第2次いずみさの男女共同参画行動計画 進捗結果調査
- ・第3次泉佐野市男女共同参画推進計画 実施計画調査

7. 諮問機関

泉佐野市男女共同参画審議会（P38 規則参照）

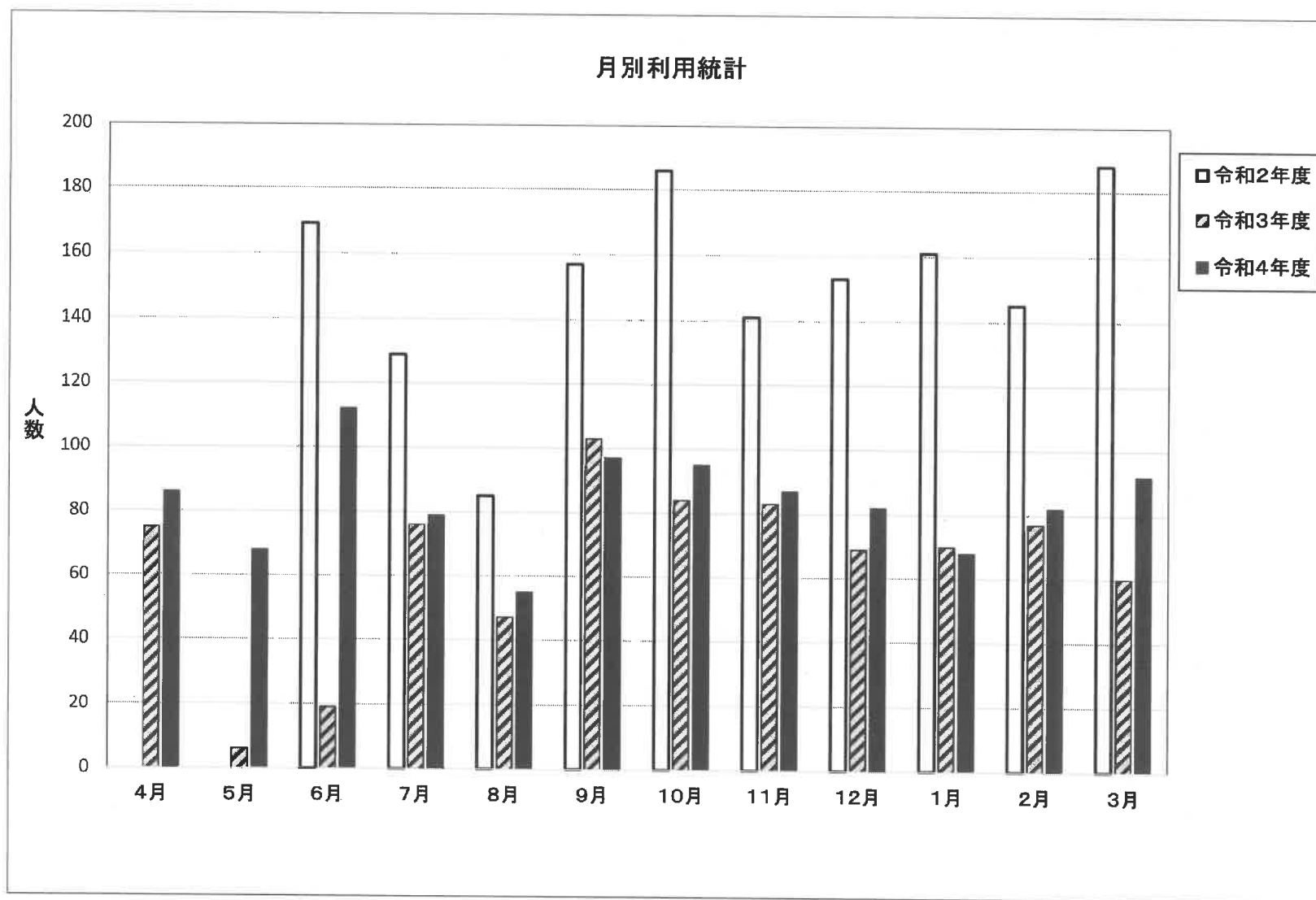
8. 施設の利用状況（次項参照）

年間利用者数	2,049人	〔	来館（女性）	926人	〕
			来館（男性）	77人	
			館外講座等来館以外の利用	1,046人	

いずみさの女性センター利用者統計

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計	月平均	
		令和2年度	来館	女性	0	0	163	115	78	126	166	133	136	146	130	175
	来館	男性	0	0	6	14	7	31	20	8	17	15	15	13	146	12
	来館	計	0	0	169	129	85	157	186	141	153	161	145	188	1,514	126
	来館	開館日数	0	0	21	21	20	20	23	18	20	19	18	21	201	17
	来館	女性平均	0	0	8	5	4	6	7	7	7	8	7	8	7	
	来館	男性平均	0	0	0	1	0	2	1	0	1	1	1	1	1	
	来館	平均	0	0	8	6	4	8	8	8	8	8	9	8	8	
	来館	前年比較	-249	-235	-216	-153	-253	-92	-111	-204	-192	-115	-190	-162	-2,172	-181
	その他	ゲストティーチャー							104			53	51		208	
	その他	館外講座・研修								240			151		391	
	その他	電話相談	4	6	8	4	5	4	9	5	2	3	6	4	60	
	その他	計	4	6	8	4	5	4	113	5	242	56	57	155	659	
	その他	合計	4	6	177	133	90	161	299	146	395	217	202	343	2,173	181
令和3年度	来館	女性	74	6	19	73	47	99	80	81	58	68	60	52	717	60
	来館	男性	1	0	0	3	0	4	4	2	11	2	17	8	52	4
	来館	計	75	6	19	76	47	103	84	83	69	70	77	60	769	64
	来館	開館日数	18	0	7	21	20	20	22	19	20	19	18	22	206	17
	来館	女性平均	0	0	3	3	2	5	4	4	3	4	3	2	3	
	来館	男性平均	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
	来館	平均	0	0	3	4	2	5	4	4	3	4	4	3	4	
	来館	前年比較	75	6	-150	-53	-38	-54	-102	-58	-84	-91	-68	-128	-745	-62
	その他	ゲストティーチャー			51						114	101			266	
	その他	館外講座・研修							220						220	
	その他	電話相談	3	4	5	6	5	6	5	3	6	3	4	3	53	
	その他	計	3	4	56	6	5	6	225	3	120	104	4	3	539	
	その他	合計	78	10	75	82	52	109	309	86	189	174	81	63	1,308	109
令和4年度	来館	女性	84	58	97	76	53	93	88	85	74	63	77	78	926	77
	来館	男性	2	10	15	3	2	4	7	2	8	5	5	14	77	6
	来館	計	86	68	112	79	55	97	95	87	82	68	82	92	1,003	84
	来館	開館日数	21	18	22	21	21	20	20	20	20	19	18	22	242	20
	来館	女性平均	4	3	4	4	3	5	4	4	4	3	4	4	4	
	来館	男性平均	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	来館	平均	4	4	5	4	3	5	5	4	4	4	5	4	4	
	来館	前年比較	11	62	93	3	8	-6	11	4	13	-2	5	32	234	20
	その他	ゲストティーチャー					123	167	143	104		84	173		794	
	その他	館外講座・研修							201						201	
	その他	電話相談	5	3	5	4	5	4	4	4	4	4	4	5	51	
	その他	計	5	3	5	4	128	171	348	108	4	88	177	5	1,046	
	その他	合計	91	71	117	83	183	268	443	195	86	156	259	97	2,049	171

いずみさの女性センター利用者統計



II 男女共同参画推進のあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
昭和 40 (1965) 年			●「暴力排除都市宣言」
昭和 46 (1971) 年			●「青少年を守る都市宣言」
昭和 50 (1975) 年	○国際女性年 ○国際女性年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択 ○第 30 回国連総会で 1976～1985 年を「国連女性の 10 年」と決定	○総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ○国際女性年記念日本婦人問題会議(総理府主)開催	
昭和 51 (1976) 年	○「国連女性の 10 年」始まる ○ILO(国際労働機関事務局)に婦人労働問題担当室設置	○離婚の際、旧姓に復するか夫の姓を名乗るか自由選択できるなど、戸籍法改正	○女性問題担当窓口を労働部労働課に設置
昭和 52 (1977) 年		○「国内行動計画」策定	○知事の諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
昭和 53 (1978) 年			●「人権擁護都市宣言」
昭和 54 (1979) 年	○第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		○「大阪府婦人問題推進会議」から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和 55 (1980) 年	○「国連女性の 10 年」中間年 第 2 回世界女性会議開催(コペンハーゲン) ○「女子差別撤廃条約」署名式開催	○「女子差別撤廃条約」に署名 ○配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	○女性問題の総合的な窓口として、企画部市民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会への女性委員の登用目標率を 10%と設定
昭和 56 (1981) 年	○「女子差別撤廃条約」発効	○「国内行動計画後期重点計画」を策定	○「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定
昭和 57 (1982) 年			○企画部に婦人政策室設置
昭和 58 (1983) 年			
昭和 59 (1984) 年	○東京で「国連婦人の 10 年」E S C A P 地域政府間準備会議を開催	○父系血統主義から父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
昭和 60 (1985) 年	○「国連女性の 10 年」最終年 第 3 回世界女性会議(ナイロビ)で「2000 年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択	○生活保護基準額の男女差解消 ○女性の年金権を確立する国民年金法の一部改正 ○「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 (1986) 年		○「男女雇用機会均等法」施行 ○「婦人問題企画推進有識者会議」設置	○「21 世紀をめざす大阪府女性プラン」(第 2 期行動計画)策定 ○「大阪府女性問題懇話会」設置 ○「大阪府婦人関係団体会議」設置
昭和 62 (1987) 年		○「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」を策定 ○労働省「女子労働者福祉対策基本方針」を発表	○婦人政策課を企画部から生活文化部に移管

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
昭和 63 (1988) 年			○審議会等への女性委員の登用 目標率を 20%に改定
平成元 (1989) 年	○「子どもの権利条約」採択	○新学習指導要綱で中学・高校家庭科の男女共修化	●企画課に女性政策担当を設置 ●泉佐野市女性問題懇親会および女性政策推進会議を設置
平成 2 (1990) 年	○「ナイロビ将来戦略」の見直し勧告		●「女性問題についての意識調査」実施 ●女性問題つうしん「ふあいん 21」創刊
平成 3 (1991) 年		○新国内行動計画第 1 次改訂 ○「育児休業等に関する法律」成立 (1992 施行)	○大阪府女性問題懇話会「第 3 期行動計画策定に向けての提言」提出 ○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」策定 ●人権推進課に女性政策係を設置 ●女性政策行動計画「いずみさの女性プラン 21」策定
平成 4 (1992) 年		○労働省「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定	●「小・中学生の性別役割意識と男女平等教育調査」実施
平成 5 (1993) 年	○ウィーンで国連世界人権会議開催、「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ○第 48 回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート労働法) 成立・施行	○「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 ●「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」施行
平成 6 (1994) 年	○国際家族年 ○国際人口・開発会議をカイロで開催「カイロ宣言及び行動計画」採択、	○総理府に男女共同参画室設置 ○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) 策定 ○「新ゴールドプラン」策定 ○「子どもの権利条約」批准	○府立婦人会館閉館 ○ドーンセンター(大阪府立女性総合センター) 閉館 ●「女性の生活と意識に関する調査」実施 ●泉佐野市女性問題懇親会「女性センター(仮称)建設についての基本的な考え方」提言提出
平成 7 (1995) 年	○国際寛容年 ○第 4 回世界女性会議(北京)で「行動綱領」を採択 ○「国連人権教育の 10 年」始まる	○育児・介護休業法成立・施行(一部 1999 施行) ○ILO156 号条約(家族的責任条約) 批准	
平成 8 (1996) 年	○貧困撲滅のための国際年	○「人種差別撤廃条約」批准 ○優生保護法の改正・施行(母体保護法) ○「男女共同参画 2000 年プラン」を男女共同参画推進本部決定	○大阪府女性センター問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出 ●女性の悩みの相談(面接)開始
平成 9 (1997) 年		○「男女雇用機会均等法」改正(1999 全面施行) ○女子保護規定廃止を含んだ「労働基本法」改正(1999 施行) ○育児・介護休業法改正(1999 施行)	○「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画(改定)」—「新 女と男のジャンプ・プラン」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 9 (1997)年		○「介護保険法」成立 (2000 施行)	○「審議会等への女性委員の登用 推進要綱」策定 ●いずみさの女性センター開設
平成 10 (1998)年			○「大阪府女性労働対策推進計 画」策定 ●泉佐野市女性問題懇談会「い ずみさの女性プラン 21 推進に向 けての提言」提出 ●「改訂いずみさの女性プラン 21」策定 ●いずみさの女性センターネッ トワーク設置
平成 11 (1999)年		○「児童買春、児童ポルノに係る 行為等の処罰及び児童の保護 等に関する法律」成立 ○男女共同参画社会基本法成立・ 施行 ○「重点的に推進すべき少子化対 策の具体的実施計画について」 (新エンゼルプラン) 策定	●「改定いずみさの女性プラン 21 実施計画」作成
平成 12 (2000)年	○国連特別総会「女性 2000 年 会議」(ニューヨーク)	○「ストーカー行為等の規則等に 関する法律」成立・施行 ○「児童虐待防止等に関する法 律」成立・施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	○大阪府「女性に対する暴力」対 策会議設置 ●「改訂いずみさの女性プラン 21 進捗状況実施計画」作成
平成 13 (2001)年		○「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 (DV防止法) 成立・施行 (一 部 2002 年施行) ○男女共同参画会議発足 ○「男女共同参画週間」開始 ○「女性に対する暴力をなくす運 動」開始	○「大阪府男女共同参画計画」(お おさか男女共同参画プラン)策 定 ●「改定いずみさの女性プラン 21 進捗状況実施計画」作成 ●「泉佐野市女性問題懇談会」を 「泉佐野市部落差別撤廃人権 擁護審議会 男女共同参画推 進計画策定部会」に移行
平成 14 (2002)年			○「大阪府男女共同参画推進条 例」施行 ○大阪府男女共同参画苦情処理 制度開始 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁 護審議会 男女共同参画推 進計画策定部会」解散 ●「女性政策推進会議」を「男女 共同参画推進会議」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すい しん計画」策定 ●「改定いずみさの女性プラン 21 進捗状況」作成

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 14 (2002) 年			●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」作成
平成 15 (2003) 年		○次世代育成支援対策推進法成立・施行 ○少子化社会対策基本法成立・施行	●「女性政策係」を「男女共同参画係」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成 ●女性のための電話相談開始
平成 16 (2004) 年		○「児童虐待防止等に関する法律」改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正・施行 ○育児・介護休業法改正(2005 施行) ○児童福祉法改正・施行	●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成 ●男女共同参画ゲストティーチャー登録及び派遣開始
平成 17 (2005) 年	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第 49 回国連婦人の地位委員会)をニューヨークで開催	○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ○男女共同参画基本計画(第 2 次)策定	○「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成
平成 18 (2006) 年		○男女雇用機会均等法及び労働基準法改正(2007 施行)	○「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画(改訂人ひとプラン)策定
平成 19 (2007) 年		○パートタイム労働法の改正(2007 一部施行 2008 施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法改正)・(2008 年施行) ○「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」設置 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況」作成 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画(改訂人ひとプラン)作成
平成 20 (2008)		○児童福祉法・次世代育成支援対策推進法の改正(2009 施行)他	○「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 20 (2008) 年			●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン) 作成
平成 21 (2009) 年	○女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 ○第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	○男女共同参画シンボルマーク 決定 ○「育児・介護休業法」の改正 (2010 年施行 他)	○「大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)を「大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)に改称 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン) 作成
平成 22 (2010) 年	○国連「北京+15」世界閣僚級会合(第 54 回国際婦人の地位委員会)をニューヨークの国連本部にて開催	○男女共同参画会議 「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ○「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン) 作成 ●泉佐野市男女共同参画市民意識調査実施
平成 23 (2011) 年	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足		○「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(2011-2015)」策定 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 第 2 次泉佐野市男女共同参画すいしん計画策定部会」を設置 ●「男女が元気でいきいき働く職場づくり」についての事業所アンケート調査実施
平成 24 (2012) 年	○ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」開催	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍促進による経済活性化』」行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定 ●「第 2 次いずみさの男女共同参画行動計画」(第 2 次人ひとプラン) 策定
平成 25 (2013) 年		○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行)	
平成 26 (2014) 年	○第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」閣議決定 ○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足	●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」にて「男女共同参画推進条例制定」の提言

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 27 (2015)年	○第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	○OSAKA 女性活躍推進会議の設置 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」内に「泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会」設置
平成 28 (2016)年		○「育児・介護休業法」改正 (2017 年施行) ○「男女雇用機会均等法」改正 (2017 年施行)	○「おおさか男女共同参画プラン (2016-2020)」策定
平成 29 (2017)年			○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2016-2020)」策定 ●「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」施行 ●「泉佐野市男女共同参画審議会」設置 ●「第 2 次いずみさの男女共同参画行動計画改訂版」(第 2 次人ひとプラン改訂版)策定
平成 30 (2018)年		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定	
令和元 (2019)年	○W20 日本開催 (第 5 回 WAW! と同時開催)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	
令和 2 (2020)年		○「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	○大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ●泉佐野市男女共同参画市民・事業所意識調査実施
令和 3 (2021)年			○「おおさか男女共同参画プラン (2021-2025)」策定 ●「第 3 次泉佐野市男女共同参画推進計画」(第 3 次人ひとプラン)策定
令和 4 (2022)年			○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2022-2026)」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
令和 4 (2022) 年			●「泉佐野市犯罪被害者等支援 条例」施行

Ⅲ 事業の実施状況

1 学習事業

1. 今から始める！iDeCo(イデコ)とNISA(ニーサ)
～知ってトクする♪投資や運用のお話～……………P 13
2. 男性向けストレッチ&ヨガ
～おうちでもできる♪心と体の整え方～(全2回)……………P 14
3. 整体しながら、リンパを流そう！
～むくみとはサヨナラ～……………P 15
4. お父さんの参加も大歓迎！！
親子クッキング「ピザをつくってみよう！」……………P 16
5. お父さんの参加も大歓迎！！
親子クラフト「さかなのモビール」……………P 17
6. ～女性活躍推進月間～良好な人間関係を築く
コミュニケーション講座(全2回)……………P 18
7. 【アンコール企画】男性の参加も大歓迎!!
今から始める！iDeCo(イデコ)とNISA(ニーサ)
～知ってトクする♪投資や運用のお話～……………P 19
8. 【女性に対する暴力をなくす週間事業】
女性のカラダの困りごと(お話&ヨガ)
～生理痛・尿もれ・更年期のケア～……………P 20
9. 女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)事業
パープルリボンの小物づくり「帽子&傘のブローチ」……………P 21
10. IRISサイエンス・キャンパス
「カラフル人エイクラでスノードームを作ろう！」……………P 22
11. お父さんの参加も大歓迎！！
親子クッキング「スフレチーズケーキ」……………P 23
12. 泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画講座
男性向け料理教室「餃子と豚まん」……………P 24

《報告》

タイトル	今から始める！iDeCo（イデコ）とNISA（ニーサ） ～知ってトクする♪投資や運用のお話～		
目的	<p>新型コロナウイルスによる自粛生活の経済的打撃の影響は、男女間で平等ではありません。それは、雇用形態について、経済悪化の影響を特に受けやすい非正規雇用の労働者の割合をみると、女性が約70%を占めており、男性の倍以上になっています。</p> <p>また、非正規雇用で働く女性の就業先は、飲食・医療・福祉を含む対人サービス業である場合が多く、営業自粛と経済悪化によって職を失うのも、やはり女性が多くなります。</p> <p>総務省の「労働力調査」によれば、非正規雇用者はコロナ禍の中、大幅に減少しています。例えば、2020年3月における35～44歳の非正規雇用者数は、前年同月時点に比べ、男性は3万人減少したのに対し、女性は25万人も減少しました。</p> <p>このようなコロナ禍での女性の経済的支援・生活設計を目的として、本講座を行います。本講座では、女性を対象にiDeCo・NISA等の基本的な資金運営を詳しく学習する機会を提供し、女性の経済的自立を支援します。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“社会活動の仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供”（I-（3）-9）に位置づけられるものです。</p>		
日時	2022年4月23日（土）午前10時～12時		
申込期間	随時	場所	生涯学習センター（講座室4）
定員	12名	一時保育	無
対象	女性	参加者	15名
カリキュラム			
月日	テーマ及び内容		講師
4月23日（土） 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・講義 内容：iDeCo・NISA等の基本的な投資や運用について詳しく説明してもらう ・質疑応答 		渡邊 有子さん （マイライフエプシー®認定講師）
備考	<p>準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー等、</p> <p>会場形態：教室型</p> <p>講師送迎：なし</p> <p>持ち物：筆記用具</p>		

《報告》

タイトル	男性向けストレッチ&ヨガ ～おうちでもできる♪心と体の整え方～（全2回）		
目的	<p>“ヨガに興味はあるけれど、女性がするものだ”という認識を持つ男性は、少なくありません。しかし、ヨガの効果を知るアーティストやスポーツ選手、幅広いジャンルの著名人の男性もヨガを実践しています。ヨガは深い呼吸を行い、その呼吸は副交感神経を刺激して精神を落ち着かせてくれる効果や日頃のストレスを解消する効果もあります。また、整体ヨガを実践することで骨盤や背骨を正しい位置にもどして身体の歪みを整えます。そして、自宅でもできるストレッチの仕方も含めて指導してもらいます。</p> <p>本講座では、初めての方でも気軽に参加できるように対象を小学生以上の男性とし、親子・友人・職場の同僚等で誘い合い申込みしやすいようにします。また、ヨガやストレッチを通じて身体に溜まった毒素や老廃物を外に出し、身体の調子を整え心もリラックスし、明日への活力を養っていただきます。このような内容をもって、男性の生涯を通じた健康の保持・増進を支援します。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“父親対象の子育て講座や交流機会を拡充して、父親の仲間づくりを支援”（Ⅰ-4-(2)-27)“市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組”（Ⅲ-2-(1)-75)“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ-2-(1)-46)に位置づけられるものです。</p>		
日時	①5月22日（日）・29日（日）午前10時～12時 ②6月9日（木）・23日（木）午前10時～12時 （※同じ内容で、曜日を変えて実施予定）		
場所	レイクアルスター・プラザ・カサ 生涯学習センター 3階 和室		
対象	男性（小学生以上）	定員	① ②ともに各6名
参加者	① 5名（1回目…5名、2回目…5名） ② 6名（1回目…5名、2回目…6名）		
一時保育	なし（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため）	申込開始	随時
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
①5/22・29（日） ②6/9・23（木） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・ストレッチ&ヨガ講習（120分） ・アンケート記入（2日目） 	①山崎 浩子さん （日本総合ヨガ普及協会指導師） ②丸橋 温恵さん （日本総合ヨガ普及協会指導師）	
備考	持ち物：タオル、水分補給用の飲料水、ヨガマット（ある人のみ）又はバスタオル ※参加者にはマスクを着用の上、運動できる服装でと呼びかけ		

《報告》

タイトル	整体しながら、リンパを流そう！ ～むくみとはサヨナラ～		
目的	<p>女性は家事・育児・仕事などで忙しく、日々の生活習慣やストレスなどによって免疫機能や代謝機能が低下することがあります。免疫機能や代謝機能の低下は、身体の中に溜まった毒素や老廃物が排出されにくくなり、むくみや便秘の原因になったり、身体や心の不調を引き起こしたりします。心と身体をケアすることによって、元気な身体を保ち社会生活を営むことができます。</p> <p>本講座では、女性を対象に、整体をしながら体を動かしリンパの流れを良くすることで、身体に溜まった毒素や老廃物を外に出します。そして、身体の調子を整え心もリラックスしてもらい明日への活力を養っていただきます。また、自宅でも簡単に続けることができるヨガを紹介していただき、女性の生涯を通じた健康の保持・増進を支援します。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ-2-(1)-46）に位置づけられるものです。</p>		
日時	6月26日（日）午前10時～12時		
場所	レクリエーションプラザ・カサキ 生涯学習センター 2階 講座室①		
対象	女性	定員	12名
参加者	14名		
一時保育	なし （新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため）	申込開始	6月2日（木）～
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
6/26（日） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・むくみ解消につながる整体やヨガの指導 ・アンケート記入 	丸橋 温恵さん （日本総合ヨガ普及協会正指導師）	
備考	<p>持ち物：タオル、水分補給用の飲料水、ヨガマット（ある人のみ）又はバスタオル</p> <p>参加者にはマスクを着用の上、運動できる服装でと呼びかけ</p>		

《報告》

タイトル	お父さんの参加也大歓迎!! 親子クッキング「ピザをつくってみよう！」		
目的	<p>本講座は、親と子を対象に、男女共同参画周知の一環として開催します。</p> <p>男女共同参画社会の実現には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。誰もが、子育てや介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されていることが大切です。組織立った取組みが必要なことはもちろんですが、「男は主に仕事、女は主に家事」という性別役割分業に囚われない意識を個々が持つことも大切です。</p> <p>本講座を通じて、男性の育児や家庭への参画を後押しし、各々が家庭・地域・職場でいきいきと過ごせる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を周知することを目的とします。これは、第3次泉佐野市男女共同参画推進計画の【基本課題 I-2-(1)-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、Ⅲ-1-(3)-70「性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす家庭教育の実践につながる学習機会の提供」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供】に位置づけられる講座です。</p>		
日時	令和4年7月24日（日）10時00分～13時30分		
申込期間	7月2日（土）～	場所	生涯学習センター （2階 料理室）
定員	5組（先着順）	一時保育	なし（新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため）
対象	小学生と保護者	材料費	1,400円/1組（納入・キャンセルは 7月15日（金）までに）
参加者	5組（小学生：女児5名・男児1名 保護者：女性5名）		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
7月24日 （日） 10:00～13:30	<ul style="list-style-type: none"> ◇はじめに（女性センターについて、講座主旨について） ◇講師紹介 ◇講座開始 《講演・実技》 <ul style="list-style-type: none"> ・ピザ・スープ・サイダーを使ったデザートづくり（材料、作り方説明等） 《試食》 <ul style="list-style-type: none"> ・出来上がったピザ等の試食 ・質疑・応答 ・アンケート記入 ◇片付け 	<p>料理指導：神田 貴子さん （女と男のクッキング ナイト）</p> <p>協力：女と男のクッキング の ナイトのみなさん</p>	
備考	持ち物：エプロン・ふきん2枚・パンダナ・マスク		

《報告》

タイトル	お父さんの参加也大歓迎!! 親子クラフト「さかなのモビール」		
目的	<p>昨今は、店舗やネット販売等で、簡単に必要な物が手に入る時代となりました。その反面、自身で工夫しながら物づくりをする経験や、物づくりの過程に触れる機会は減少傾向にあります。子どもたちにおいても同様で、既製品で遊ぶ機会が多く、自身で物を制作することや物がつくられていく過程を見るような体験も貴重になっています。</p> <p>自分で物をつくることは、自身の頭で考え、手先を動かし、脳に刺激を与えます。また、集中力も養い、物が出来た時の達成感も感じる事が出来る機会となります。</p> <p>本講座は、物づくりの楽しさを伝え、親子で一緒につくることによって、スキンシップを図ることもできます。特に、父親の参加を呼びかけ、親子が触れ合う機会を作り、本講座を通じて、男性の育児や家庭への参画を後押しし、各々が家庭・地域・職場でいきいきと過ごせる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を周知することを目的とします。</p> <p>本講座は、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」基本課題I-2-(1)-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、基本課題I-4-(2)-27「父親対象の子育て講座や交流機会を拡充して、父親の仲間づくりの支援」に位置づけられるものです。</p>		
日時	令和4年8月6日(土) 10時00分～12時00分		
申込開始	7月6日(水)～	場所	レイクアルスタープラザ・かき生涯学習センター (2階 講座室4)
定員	6組(先着順)	一時保育	新型コロナウイルス感染症のためなし
対象	小学生と保護者	材料費	700円/1セット(材料費の納入・キャンセルは7月29日(金)まで)
参加者	4組(小学生:女児4名・男児1名 保護者:女性3名・男性1名)		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
8月6日(土) 10:00～12:00	◇はじめに(女性センターについて、講座主旨について) ◇講師紹介 ◇講座開始 ・さかなのモビールづくり ◇質疑・応答 ◇アンケート記入		講師:山崎 澄子さん (Heart工房 Cha-Chaクラフト作家)
備考	持ち物:なし 準備物:ホワイトボード用のマーカー		

《報告》

タイトル	～女性活躍推進月間～ 良好な人間関係を築くコミュニケーション講座（全2回）		
目的	<p>誰もがストレスを感じやすい現代社会、人知れず職場や家庭などで悩みを抱えながらもその対処法がわからず過ごしている人は数多くいると思われます。ストレスは内に向かうことで心を病むこともあれば、外へ向かってDVやパワハラのような暴力に発展する場合があります。更に近年のコロナ禍による自粛生活の影響で、人間関係も多岐にわたり様々なストレスが生じる結果となっています。</p> <p>本講座では、全ての女性を対象に、職場・家庭・地域で役立つ怒りの感情と上手に付き合うための心理トレーニング「アンガーマネジメント」及び、人間関係を円滑にする伝達方法「アサーティブコミュニケーション」を通して、良好な人間関係づくりについて学習する機会を提供します。それにより人間関係の複雑なストレスの軽減を図り、女性がいきいきと活躍していけるよう支援します。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の【基本課題Ⅰ-1-(3)-9「社会活動や仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供」、Ⅱ-1-(1)-32「性に基づく様々な暴力についての正しい認識を浸透し、暴力を許さない社会意識を醸成するために、あらゆる機会、手段を活用した啓発を推進」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供】に位置づけられる講座です。</p>		
日時	2022年9月3日（土）・9月10日（土）午前10時～12時		
申込期間	随時	場所	生涯学習センター（講座室4）
定員	12名	一時保育	無
対象	女性		
参加者	・9月3日（土）10名　・9月10日（土）9名		
カリキュラム			
月日	テーマ及び内容		講師
9月3日（土） 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・講義内容：アンガーマネジメントで学ぶ 職場・家庭・地域で役立つ怒りの上手な付き合い方 ・質疑応答 		内野しのぶさん (Smile Stage 代表)
9月10日（土） 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・講義内容：アサーティブコミュニケーションで学ぶ人間関係がラクになるさわやか伝え方 ・質疑応答 ・アンケート記入 		内野しのぶさん (Smile Stage 代表)
備考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 講師送迎：必要 持ち物：筆記用具		

《報告》

タイトル	【アンコール企画】男性の参加も大歓迎!! 今から始める！iDeCo（イデコ）とNISA（ニーサ） ～知ってトクする♪投資や運用のお話～		
目的	<p>厚生労働省の令和2年簡易生命表によると日本人の平均寿命は、女性が87・74歳で世界第1位、男性は、81・64歳で世界第2位となり、過去最高を更新しました。65歳時点の平均余命は、男性で20・05歳、女性で24・91歳となりました。</p> <p>定年(65歳と想定)後、20～25年間公的年金の支給額が減少する可能性があるなかで、その支給のみで生活を営むことが困難になると予測されます。そのためには定年を迎える前から、老後の資金計画について準備する必要性が求められます。また、新型コロナウイルスの影響により経済的打撃を受けた方もおられます。このようなコロナ禍での経済的支援及び老後の生活設計を目的としたうえで、本講座を開催いたします。</p> <p>本講座は、ファイナンシャル・プランナーである渡邊有子さんを講師に迎え、投資のメリットやデメリット、iDeCo・NISA等の基本的な資金運用を詳しく学習する機会を提供します。</p> <p>4月にも同じ内容で開催しましたが、参加希望者が定員を大きく上回りましたので、再度開催します。また、今回は対象者を女性限定ではなく、性別関係問わず募集します。講座名に「男性の参加も大歓迎!!」と付け、男性が参加しやすいように呼びかけ、女性センターの周知にも努めます。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“社会活動の仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供”（I-1-(3)-9）や市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組（Ⅲ-2-(1)-75）に位置づけられるものです。</p>		
日時	2022年9月17日（土）午前10時～12時		
申込開始	9月3日（土）～	場所	生涯学習センター（講座室4）
定員	12名	一時保育	無
対象	どなたでも（16歳以上）（※令和4年4月に受講された人は除く）		
参加者	14名（女性11名・男性3名）		
カリキュラム			
月日	テーマ及び内容		講師
9月17日（土） 10：00～12：00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・講義 内容：iDeCo・NISA等の基本的な投資や運用について詳しく説明してもらう ・質疑応答 		渡邊 有子さん （マイライフエフピー®認定講師）
備考	準備物：プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 持ち物：筆記用具		

《報告》

タイトル	【女性に対する暴力をなくす週間事業】 女性のカラダの困りごと（お話&ヨガ） ～生理痛・尿もれ・更年期のケア～		
目的	<p>生涯にわたる男女の健康支援は、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題であり、第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）においても基本目標Ⅱ-2に掲げられています。</p> <p>本講座では、ライフステージに応じた情報提供、学習機会の充実と健康支援を目的とし、年齢と共に身体に生じる変化、それによって引き起こされる症状や不定愁訴等について正しい知識をつけるとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点や性別役割分担にとらわれない視点を交えて、自分の身体と心のつき合い方について考えます。また、講座開催日が女性に対する暴力をなくす週間に該当しますので、発達段階に応じた性教育や性暴力についての学びの機会を提供します。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の性暴力の予防と被害者支援（Ⅱ-1-（4）-44・45）や性差に配慮した健康課題への対応（Ⅱ-2-（1）-46）、性と生殖に関する健康と権利の浸透（Ⅱ-2-（2）-48）、男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の充実（Ⅲ-1-（1）-72）に位置づけられるものです。</p>		
場所	レイクラス・プラザ・かつ生涯学習センター 2階 講座室（4）及び 3階 和室		
対象	女性	定員	8名
参加者	お話：12名 ヨガ：7名		
一時保育	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためなし	申込期間	10/8（土）から
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
11月12日 （土） 13:00～16:00	<p>Part1：13:00～14:30 講義「女性のカラダの困りごと～生理痛・尿もれ・更年期のケア」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージ別の女性特有の症状等について ・発達段階に応じた性教育や性暴力についてなど <p>Part2：14:40～16:00 生理痛、尿もれなどの症状を和らげるヨガ指導</p>		<p>講義講師：国安 澄江さん （ウィメンズセンター大阪スタッフ・女性のためのからだ性と性の認定カウンセラー）</p> <p>整体ヨガ指導：山崎 浩子さん（日本総合ヨガ普及協会指導師）</p>
備考			

《報告》

タイトル	女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）事業 パープルリボンの小物づくり 「帽子&傘のブローチ」		
目的	<p>夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、売買春などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。本市でも、男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題として「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」の基本課題に「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」を掲げ取り組んでいます。</p> <p>11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）です。紫色のリボンを身に着けることで、この運動の趣旨への賛同を表明することができ、暴力の下に身を置いている女性に対して「あなたは一人ではないよ！」と励ますメッセージにもなります。</p> <p>本講座は、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）事業として位置づけ実施します。パープルリボンに関連した小物づくりを通して女性に対する暴力をなくす運動期間の周知や暴力（DV）についての啓発を行い、参加者自身に暴力について考えてもらう機会をつくります。</p> <p>なお、当該事業は、第3次泉佐野市男女共同参画推進計画の暴力を許さない社会意識の浸透（Ⅱ-1-（1）-32、33、34）や相談支援体制の充実の（Ⅱ-1-（2）-35）、男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の充実（Ⅲ-2-（1）-72）に位置づけられる講座です。</p>		
日時	令和4年11月18日（金）午後1時～3時		
申込開始	11月5日（土）～	場所	泉佐野市立生涯学習センター 2階 講座室（4）
対象	どなたでも	一時保育	なし（新型コロナウイルス感染症の影響のため）
定員	12名		
参加者	7名（女性7名）		
受講料	無料	材料費	300円（納入又はキャンセルは 11月12日（土）まで）
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
11月19日 （金） 10：00～12：00	本事業の趣旨説明、 パープルリボンの小物づくり 「帽子と傘のブローチ」		山崎 澄子さん （Heart工房 Cha-Cha・ クラフト作家）
備考	いずみさの女性センターネットワーク（IWN）の協力により実施しました。 持ち物：はさみ、ペンチ、ニッパー（ある人のみ）		

《報告》

タイトル	IRISサイエンス・キャンパス 「カラフル人エイクラでスノードームを作ろう！」		
目的	<p>第5次男女共同参画社会基本計画では、科学技術・学術における男女共同参画を推進していくことが明記されています（第4分野）。現在、研究職・技術職に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、諸外国に比べいまだ低水準にとどまっており、科学技術・学術活動に従事する女性の活躍を一層加速していく必要があります。国は女性研究者支援のため、大阪公立大学に女性研究者支援センターを設置しました。そのセンターの呼びかけで結成されたのが、大阪公立大学理系女子大学院生のチーム“IRIS（アイリス）”で、実験ワークショップを通して地域の小・中・高校生に科学の楽しさを広める活動をしています。</p> <p>本講座では、児童の興味を誘うような楽しい実験ワークショップを親子で参加してもらうことで子どもと過ごす時間をつくります。また、IRISメンバーが現在取り組んでいる研究、理系を選択するきっかけとなった体験などについて話を聞いてもらい、理系をめざす女子学生のロールモデルを示すとともにエンパワメントの機会とします。</p> <p>なお、この講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の仕事と家庭生活の両立支援（Ⅰ-2-（1）-11）、家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透（Ⅲ-1-（3）-70）、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供（Ⅲ-2-（2）-76）に位置づけられるものです。</p>		
会場	泉佐野市立生涯学習センター（講座室4）	定員	6組
申込	11/9（水）～ 材料費の納入・キャンセルは12/2（金）まで	一時保育	なし
対象	小学生と保護者	材料費	600円（1個）
参加者	6組（児童 女児3名・男児3名 保護者 女性2名・男性4名）		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
令和4年 12月11日（日） 午前10：00～ 12：00	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性センター・IRISの自己紹介（6分） ◆実験の手順説明（14分） ◆実験（80分） ◆実験のしくみ説明（10分） ◆質疑応答・アンケート記入（10分） 	松本 茜さん 永濱 珠希さん 谷川 美優さん （大阪公立大学理系女子大学院生チーム IRIS（アイリス））	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者持ち物：筆記用具、好きな色の絵の具（5色） ・大阪公立大学女性研究者支援センターとの共催 		

《報告》

タイトル	お父さんの参加も大歓迎!! 親子クッキング「スフレチーズケーキ」		
目的	<p>本講座は、男女共同参画周知の一環として開催します。</p> <p>男女共同参画社会の実現には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。誰もが、子育てや介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、公正な処遇が確保されていることが大切です。組織立った取組みが必要なことはもちろんですが、「男は主に仕事、女は主に家事」という性別役割分業に囚われない意識を個々が持つことも大切です。</p> <p>最近では、スイーツ好きな男性も増え、更には自分で作る人もいます。男性に自分の好きな物を作ることから徐々に家事に興味をもってもらい、今回は特に父の参加を呼びかけ親子の触れ合う機会を作り、本講座を通じて、男性の育児や家庭への参画を後押しし、各々が家庭・地域・職場でいきいきと過ごせる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を周知することを目的とします。これは、第3次泉佐野市男女共同参画推進計画の【基本課題 I-2-(1)-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、I-4-(2)-27「父親対象の子育て講座や交流機会を拡充して、父親の仲間づくりの支援」、Ⅲ-1-(3)-70「性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす家庭教育の実践につながる学習機会の提供」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」】に位置づけられる講座です。</p>		
日時	令和5年1月29日（日）10時00分～12時00分		
申込期間	1/6（金）～	場所	レイクアルスタープラザ・カサキ生涯学習センター（2階 料理室）
定員	5組（先着順）	一時保育	申込者なし （3か月～就学前・若干名） 場所：講座室5 ※申込締切 1/20（金）まで
対象	小学生と保護者	材料費	1,200円/1組（納入・キャンセルは1月20日（金）までに）
参加者	5組（小学生：女兒3名・男児2名 保護者：女性5名）		
持ち物	エプロン、バンダナ、ふきん2枚、持ち帰り用容器（直径18cmのケーキが入る容器）		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
1月29日 （日） 10:00～12:00	◇はじめに（女性センターについて、講座主旨について） ◇講師紹介 ◇講座開始 ≪講演・実技≫ ・材料、作り方説明 ・スフレチーズケーキづくり ◇片付け ◇質疑・応答 ◇アンケート記入		料理指導：木村 明美さん （生涯学習センター登録クラブ講師）
備考			

《報告》

タイトル	泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画講座 男性向け料理教室 「餃子と豚まん」		
目的	<p>本講座は、女性活躍推進の一環として、また、泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画講座として開催します。</p> <p>すべての女性が仕事・地域・家庭において輝くには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。誰もが、子育てや介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されていることが大切です。そのためにも、性別役割分担意識が強いとされる男性にワーク・ライフ・バランスの考えに基づいた多様なライフスタイルの選択肢を啓発し、少子高齢化が加速する地域社会において、女性の活躍促進を後押しするサポーター役として家庭・地域・職場において力を発揮してもらうことを目的とし開催します。</p> <p>なお本講座は、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）」の“結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージを持てるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施”（I-2-(1)-11）、“男性を対象にした、料理や家事の知識や技術を身につける講座の開催”（I-4-(2)-26）に基づいたものです。</p>		
日時	令和5年3月7日（火）午前10時～午後1時30分		
申込期間	2月9日（木）～ 材料費の納入及びキャンセルは 2月28日（火）まで。	場所	生涯学習センター 料理室
定員	10（先着順）	材料費	1,000円
対象	16歳以上の男性	一時保育	申込者なし （3か月～就学前・若干名） 場所：プレイルーム
参加者	10名		
メニュー	・餃子 ・豚まん	持ち物	エプロン、バンダナ、ふきん2枚、 マスク
カリキュラム			
月日	テーマ及び内容		講師
3月7日（火） 10：00～13：30	<p>◇はじめに（女性センターについて、講義主旨説明）</p> <p>◇講師紹介</p> <p>◇講座開始</p> <p>《講演・実技》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料、作り方の説明 ・「餃子と豚まん」づくり <p>《交流》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試食をしながら、参加者同士の交流 ・質疑応答・アンケート記入 <p>《片付け》</p> <p>終了</p>		料理指導：神田 貴子さん（女と男のクッキングナイト講師）
備考			

2 交流事業

1. ワイワイおしゃべりフェスティバル P 26

報告書

タイトル	2022 ワイワイおしゃべりフェスティバル VOL. 22 『備えあれば憂いなし～もしもの時に慌てない。 そのために今できること～』				
目的	いずみさの女性センターに登録するグループ（通称 IWN）による活動報告や発表の機会であり、いずみさの女性センター事業及び男女共同参画について市民に広く知ってもらうための催しである。また、開催に向けて運営段階も含みグループ間の交流を図る場ともなり、それぞれの能力を十分に発揮し認め合う人権尊重の意識啓発にも寄与する催しである。				
日時	10月30日（日） 13:00～15:30	場所	生涯学習センター多目的室		
定員	50名	一時保育	なし（新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため）	手話通訳	なし
参加者	25名（女性23名・男性2名）				
カリキュラム					
時間	テーマ及び内容（予定）			担当	
12:30	受付開始			受付：各グループ代表者	
13:00	開会 《人権推進課 理事又は課長 挨拶》			司会：中村さん	
13:05	① ウィークエンドサロン 20分 《DVD で学ぼう「地震だ！その時どうする？」》			照明：女性センター 音響：女性センター	
13:25	② 危機管理課 30分 《段ボールベッドの講習会》			段ボールベッド等の講習：危機管理 課より講師派遣	
13:55	③ 女と男のクッキングナイト 20分 《お湯ポチャ料理》				
14:15	～ 休憩 10分 ～				
14:25	④ いちよう句会 15分 《俳句 兼題「防災」》				
14:40	⑤ ゲー・チョコキ・パー 10分 《子どもたちのための紙芝居と手遊び》				
14:50	⑥ さくらダンス 10分 《エコノミクス症候群予防ストレッチ》				
15:00	⑦ エンパワーズ 30分 《ワークショップ》				
15:30	⑧ 《記念写真撮影》終了 アンケート（ふり返りシート）回収 片付け				
備考	いずみさの女性センターネットワーク(IWN)との共催事業				

3 広報・啓発事業

1. 「いずみさの男女共同参画つうしん Fine」の発行

- (1) 発行回数 3回
- (2) 発行月 2022(令和4)年7月 No.56
2022(令和4)年11月 No.57
2023(令和5)年3月 No.58
- (3) 発行部数 2,400部 (No.56、58-各700部、No.57-1,000部)
- (4) 仕様 A4版・4ページ・2色刷
- (5) 内容 No.56
- ・「育児・介護休業法改正」～2022年4月から段階的に施行～
 - ・育児休業制度改正のポイント
 - ・いずみさの女性センター主催セミナー報告
 - ・第23回泉佐野市人権研究集会
- No.57
- ・日本男女格差 世界116位
 - ・女性が参画するこれからの地域防災
 - ・いずみさの女性センター主催セミナー報告
 - ・おすすめ本紹介～新しい本が入りました
- No.58
- ・ワイワイおしゃべりフェスティバル開催
 - ・知っていますか？アンコンシャス・バイアス
 - ・いずみさの女性センター主催セミナー報告
 - ・おすすめ本紹介～新しい本が入りました

2. 出前講座及び市内事業所・団体への講師派遣

(1) 2022(R4)年度実施一覧表(下記表参照) 派遣回数 1回

テーマ等 実施内容	開催日	所要時間	主催者	対象	参加人数	講師及び ファシリテーター
LGBTって 知っていますか	10月5日	60分	大阪府立 佐野工科 高等学校	佐野工科 高等学校 2年生	201人	いずみさの女性センター ネットワーク 中村初美さん、三浦みかさん

3. 市内小学校へのゲストティーチャー派遣

- (1) ゲストティーチャー会議の開催 活動状況 11回
- (2) 2022(R4)年度実施一覧表(P28～29) 派遣回数 26回

2022(R4)年度 市内小学校へのゲストティーチャー派遣 実施一覧表

No.	テーマ等実施内容	開催日	所要時間	主催者	対 象	参加人数	ゲストティーチャー
1	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	8月29日（月）	40分	泉佐野市立 北中小学校	6年1組児童	28人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
2	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	8月29日（月）	40分	泉佐野市立 北中小学校	6年2組児童	28人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
3	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	8月30日（火）	40分	泉佐野市立 北中小学校	5年1組児童	34人	中村初美さん・馬場郁子さん
4	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	8月30日（火）	40分	泉佐野市立 北中小学校	5年2組児童	33人	中村初美さん・馬場郁子さん
5	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	9月5日（月）	45分	泉佐野市立 北中小学校	4年1組児童	24人	中村初美さん・中藤リカさん
6	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	9月5日（月）	45分	泉佐野市立 北中小学校	4年2組児童	23人	中村初美さん・中藤リカさん
7	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	9月7日（水）	45分	泉佐野市立 長坂小学校	6年1組児童	27人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
8	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	9月7日（水）	45分	泉佐野市立 長坂小学校	6年2組児童	26人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
9	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	9月21日（水）	45分	泉佐野市立 佐野台小学校	4年1組児童	24人	中村初美さん・中藤リカさん
10	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	9月21日（水）	45分	泉佐野市立 佐野台小学校	5年1組児童	19人	中村初美さん・馬場郁子さん
11	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	9月21日（水）	45分	泉佐野市立 佐野台小学校	6年1組児童	24人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
12	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	10月20日（木）	45分	泉佐野市立 日根野小学校	4年4組児童	36人	中村初美さん・中藤リカさん
13	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	10月20日（木）	45分	泉佐野市立 日根野小学校	4年3組児童	36人	中村初美さん・中藤リカさん
14	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	10月21日（金）	45分	泉佐野市立 日根野小学校	4年2組児童	35人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん

2022(R4)年度 市内小学校へのゲストティーチャー派遣 実施一覧表

No.	テーマ等実施内容	開催日	所要時間	主催者	対 象	参加人数	ゲストティーチャー
15	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	10月21日(金)	45分	泉佐野市立 日根野小学校	4年1組児童	36人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
16	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	11月22日(火)	45分	泉佐野市立 上之郷小学校	4年1組児童	32人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
17	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	11月22日(火)	45分	泉佐野市立 上之郷小学校	5年1・2組児童	44人	中村初美さん・馬場郁子さん
18	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	11月22日(火)	45分	泉佐野市立 上之郷小学校	6年1組児童	28人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
19	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	1月27日(金)	45分	泉佐野市立 長坂小学校	4年1組児童	23人	中村初美さん・馬場郁子さん
20	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	1月27日(金)	45分	泉佐野市立 長坂小学校	4年2組児童	23人	中村初美さん・馬場郁子さん
21	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	1月31日(火)	45分	泉佐野市立 長坂小学校	3年1組児童	38人	中村初美さん・中藤リカさん
22	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	2月16日(木)	45分	泉佐野市立 中央小学校	6年1組児童	34人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
23	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	2月16日(木)	45分	泉佐野市立 中央小学校	6年2組児童	33人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
24	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	2月16日(木)	45分	泉佐野市立 中央小学校	6年3組児童	32人	中村初美さん・宇都宮明貴子さん
25	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	2月24日(金)	45分	泉佐野市立 末広小学校	5年2組児童	37人	中村初美さん・馬場郁子さん
26	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	2月24日(金)	45分	泉佐野市立 末広小学校	5年1組児童	37人	中村初美さん・馬場郁子さん
合 計						794人	

4 情報収集・提供事業

1. 収集資料

(令和5年3月末現在)

図書	雑誌	DVD	CD
690冊	195冊	31枚	3枚

2. 利用状況

貸出冊数	貸出枚数(DVD)	延べ利用者数
72冊	1枚	32名

3. 常設展示

- ・いずみさの男女共同つうしん Fine
- ・いずみさの女性センター 講座案内
- ・ゲストティーチャー壁新聞

5 グループ活動の支援

1. グループ登録制度

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行うグループに対し、活動場所となる会場の使用料を補助する

いずみさの女性センター要綱(P42)参照

グループ登録についての規定(P44)参照

登録グループ数 6グループ

いずみさの女性センターグループ一覧(P45)参照

2. いずみさの女性センターネットワーク(IWN)会議

いずみさの女性センターを拠点として活動するグループの連携と相互理解を図る。

いずみさの女性センターネットワーク会則(P46)

(主な活動)

- ・いずみさの女性センターネットワーク(IWN)会議定例会議 年6回開催

6 相談事業

1. 女性のための面接相談

- (1) 日 時 不定期（夜間相談有）
- (2) 対 象 泉佐野市在住または在勤の女性
- (3) 方 法 予約制による面接相談（相談時間50分）
- (4) 実施状況 (P 3 2)

2. 女性のための電話相談（第1～4水曜日）女性のための特設電話相談（第5水曜日）

- (1) 時 間 第1～4水曜日 午前10時～12時、午後1時～3時
- (2) 対 象 女性
- (3) 方 法 電話相談（相談専用電話番号 072-469-7402）
- (4) 実施状況 (P 3 2)

3. 泉佐野市相談事業連絡会議

活動状況 定例会議（書面開催）1回

4. 女性のための特設法律相談（共催 国際ソロプチミスト大阪—りんくう）

令和4年10月5日（熊取町）、11月18日（泉南市）—午後1時～5時
令和5年2月18日（泉佐野市）—午前10時～12時、午後1時～3時

7 その他

・パープルリボン&オレンジリボンキャンペーン

（人権対策本部会議・男女共同参画部会が運営に参画）

参加人数 1,496人

いずみさの女性センター事務室 相談統計（面接相談）

年度	相談内容(上段は主訴、下段は主訴以外)													※年 代							人数	
	生き方	親から	子から	夫 婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70 以上		不明
				離婚	浮気	育児	その他															
H30年度	3 2	0 0	0 0	0 1	0 1	0 1	0 0	0 1	0 1	2 0	3 3	1 0	0 0									
R1年度	10 1	1 0	3 0	1 1	0 1	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	2 3	0 3	1 1	0 1	1	0	1	0	1	12	2	2
R2年度	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R3年度	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4年度	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

いずみさの女性センター事務室 相談統計（電話相談）

年度	相談内容(上段は主訴、下段は主訴以外)													※年 代							人数	
	生き方	親から	子から	夫 婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70 以上		不明
				離婚	浮気	育児	その他															
H30年度	11 3	0 0	0 0	4 2	0 0	1 0	0 1	2 1	5 0	0 0	2 2	2 5	1 1									
R1年度	15 5	1 0	5 2	4 4	0 0	0 0	0 0	0 2	5 3	0 0	4 4	4 13	0 0	0	0	1	0	3	21	3	10	
R2年度	2 0	2 1	0 0	3 0	0 0	1 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 2	1 0	0	0	0	0	0	2	1	7	
R3年度	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	1 0	0	0	0	0	0	0	0	1	
R4年度	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0	1	0	0	0	0	1	

参 考 资 料

泉佐野市男女共同参画まちづくり条例

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等という日本国憲法の基本理念を踏まえ、国際社会の動きと連動して男女平等の実現に向けた様々な取組を進め、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)が制定された。

泉佐野市においても、「いずみさの男女共同参画行動計画」を策定し、市民協働型事業をはじめ、各種の施策に取り組んできたところである。

しかしながら、少子化、ニート、引きこもり、シングルマザーの貧困、虐待、ドメスティック・バイオレンス等といった社会問題が次々と表面化している。これらの根本的な原因を解消し、真の男女平等の実現を図るためには、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が性別による相違点を認め合うとともに、互いに尊重し、助け合うことが必要である。

ここに、男女共同参画のまちづくりに取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び交際関係のある同居者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者が、その相手方に対し、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によりその者に不快感若しくは不利益を与えること又はその者の生活環境を害することをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント 女性労働者が妊娠し、若しくは出産したことを理由に、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うこと又は妊娠若しくは出産を事由とした言動により、その者の就業環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間の暴力的行為が根絶され

ること及びその他の人権が尊重されること。

(2) 男女が相互に協力し、社会と調和して子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

(3) 男女が、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に関する取組は、これまでの国内における取組と日本文化を尊重し、かつ多文化共生の視点を持って、国際社会における取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる権利侵害及び性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

(1) ドメスティック・バイオレンス

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) マタニティ・ハラスメント

(4) 前3号に掲げるもののほか、性別を理由とする権利侵害

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別を理由とする差別的取扱い又は男女間の暴力的行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現

を行わないよう配慮しなければならない。

(推進計画の策定等)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(拠点施設の整備等)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(広報活動等)

第 11 条 市は、男女共同参画について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第 13 条 市は、市民等が実施する男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等及び相談)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する苦情又は意見を受けたときは、必要に応じて、適切に処理するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、第 7 条に規定する性別による権利侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、必要に応じて、関係機関と連携し、適切に処理するものとする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(泉佐野市附属機関条例の一部改正)

2 泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。別表アの表に次のように加える。

25	泉佐野市男女共同参画審議会	男女共同参画の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
----	---------------	-------------------------------	-----

泉佐野市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 人権問題に関し精通する者
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
 - 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、市民協働部人権推進課において行う。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日泉佐野市規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画政策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、泉佐野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、推進会議の会議（以下「委員会会議」という。）の議長となり、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事)

第6条 推進会議に常任幹事及び幹事（以下「幹事等」という。）を置く。

- 2 常任幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本市職員のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
- 4 幹事等は、推進会議の所掌事務について委員を補佐する。
- 5 委員会会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び関係幹事をもって、幹事会又は専門部会を行う。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民協働部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（委員）

教育長

全部長級

別表2（常任幹事）

政策推進課長

行財政管理課長

自治振興課長

人事課長

農林水産課長

まちの活性課長

生活福祉課長

地域共生推進課長

介護保険課長

健康推進課長

国保年金課長

子育て支援課長

教育総務課長

学校教育課長

生涯学習課長

青少年課長

スポーツ推進課長

いずみさの女性センター要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、いずみさの女性センター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定め、女性をとりまく諸問題の解決と、女性も男性も共に自立し、協力しあい、いきいきと暮らせる男女共同社会を形成することを目的とする。

(設 置)

第2条 センターを次のとおり設置する。

名 称 いずみさの女性センター

位 置 泉佐野市市場東1丁目2番1号 泉佐野市立生涯学習センター内

(事 業)

第3条 センターの行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 女性のための相談に関すること。
- (2) 女性問題に関する情報の収集、及び提供に関すること。
- (3) 女性問題解決、社会参画に向けての学習に関すること。
- (4) 自主グループ育成と活動支援に関すること。
- (5) 女性問題解決に向け諸問題の調査、研究に関すること。
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な啓発事業に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用時間及び休館日)

第4条 センターの利用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは臨時に開館、又は休館することができる。

- (1) 利用時間 火曜日から土曜日は 午前9時から午後5時15分まで
- (2) 休館日
 - ア 日曜日
 - イ 月曜日
 - ウ 国民の祝日
 - エ その他 日曜日又は月曜日が祝日の場合は次の火曜日
 - オ 年末年始

(利用できる者)

第5条 センターを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 泉佐野市内（以下「市内」という。）に住所を有する者又は市内に勤務する者
- (2) 市内の学校に在学する者
- (3) 前2号に規定する者を主な構成員とするグループ
- (4) 前3号のほか、市長が特に必要と認める者

(登録の申請)

第6条 前条に定めるグループでセンターで活動しようとする者は、センターグループ登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(登録の許可)

第7条 前条の申請を受けつけたときは、登録の適否を審査し、適当であると認めるときは、センターグループ登録書(様式第2号)を交付する。

2 前項のセンター登録書の有効期限は、申請日にかかわらず登録書に記載された年度末とする。

(利用の方法)

第8条 前条で認められたグループでセンターを利用しようとする者は、センター所定の利用届に必要事項を記入しなければならない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は第1条の目的に違反してはならない。

2 利用者は人権推進課長の管理上必要な指示に従わなければならない。

3 利用者は、センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とした行為をすること。
- (2) 危険を生ずるおそれのある物を持ち込むこと。
- (3) 承認を受けていない施設を利用すること。
- (4) 他の利用者又は近隣の迷惑となること。
- (5) 前各号の掲げるもののほか、管理上支障があると認められること。

附則

この要綱は、平成9年5月16日から施行する。

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

グループ登録についての規定

平成18年4月28日
いずみさの女性センター
(泉佐野市人権推進課)

1. 登録条件

- (1) 男女共同参画社会実現に寄与する活動を行っていること。
- (2) 「いずみさの女性センター要綱」にある目的に沿った活動を行っていること。
- (3) グループ活動の継続が可能な人数で構成され、市内在住・在勤・在学者を含んでいること。
- (4) グループ員の募集は広く募集すること。
- (5) いずみさの女性センターネットワーク（以下IWNという）に加入し、定例会議及びIWN活動に参加すること。

2. 登録グループへの活動支援

登録を認定したグループに対して以下の活動支援を行う。

- (1) 活動場所となる会場使用料の一部補助。但し、場所は原則として生涯学習センター講座室等とし、月1回で原則4時間までとし、6か月分とする。
- (2) 活動に必要な情報の提供。

3. 申請手続き

- (1) 様式に基づき、申請書（様式第1号）、会員名簿を女性センターへ提出する。

4. グループ活動遵守事項

- (1) グループ活動は自主運営とする。
- (2) グループ活動を臨時に変更または取りやめる場合は、必ず連絡すること。
- (3) 使用する部屋の準備、片付け等は活動時間内でグループが行う。
- (4) グループ活動実施前に女性センターに申し出ること。また、活動実施後は活動報告書を提出すること。
- (5) 申請書に記載した事項に変更が生じた場合は速やかに届け出、女性センターの許可を得ること。
- (6) グループの解散等により登録を辞退する場合は女性センターに報告すること。

5. その他

- (1) グループ活動日が市主催事業及び生涯学習センタークラブ活動と重なった場合は、グループ活動日を振り替える。
- (2) その他上記に定めのない事項については、女性センターと協議の上決定する。

いずみさの女性センターネットワーク（IWN）グループ一覧

（50音順） 2022.4.1

No.	グループ名	人数	活動日	グループ紹介
1	いちよう句会	10	第2火曜日 午後	元気になれる俳句入門講座の終了後にできたグループです。俳句づくりを通して、生き方や価値観、家庭や社会等の生活全般について振り返っています。また、鑑賞・選考・講評の句会形式により、お互いの個性・人格を尊重し合う男女共同参画の視点を広げたいと思います。
2	ウィークエンドサロン	10	第1土曜日 午後	H8「女性週間記念のつどい」映画「午後の遺言状」参加者からのグループ。女性問題や人権がテーマの映画鑑賞とディスカッションで、楽しみながら様々な問題について考える機会を得られるサロンです。
3	エンパワーズ	9	第1木曜日 午前	誰もが自分らしく生きることができ、お互いを認め合える社会づくりをめざし、その活動を広めるためのイベントや講座などの企画をプロデュースするグループです。
4	女と男のクッキングナイト	13	第1金曜日 夜	H8「料理から男女の役割分業意識を考える」の講座終了後にできたグループ。メンバーが交替で講師となり、ワイワイ楽しく料理をつくります。泉佐野特産の野菜や魚を材料にして、家庭用のレシピ作りに取り組んでいます。
5	さくらダンス	12	第4火曜日 午後	講座終了後にできたグループです。ダンスを通して心身のバランスを整え、生き生きと暮らせる健康づくりを目指します。無理なく音楽に合わせて体を動かし、和気あいあいな雰囲気の中で踊っています。
6	特定非営利活動法人 保育サポーター ゲー・チョコキ・パー	5	第2火曜日 午前 (奇数月)	H14「保育サポーター養成講座」の修了生でつくったグループ。メンバー全員、保育サポーターの資格を持っています。子育てを手助けする有償のボランティアで、子育て中のお母さん、お父さんの「ちょっと助けて！」の声に応じて、子どもさんを一時保育します。

いずみさの女性センターネットワーク会則

(名称)

第1条 本会は、いずみさの女性センターネットワーク（IWN）という。

(目的)

第2条 本会は、いずみさの女性センターを拠点として活動するグループの連携と相互理解を図り、いきいきと暮らせる男女共同参画社会を形成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各グループ相互の連携、交流、情報交換活動
- (2) 男女共同参画社会づくりのための調査、研究、学習、啓発活動
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同するグループで組織する。

(入退会)

第5条 本会に入会しようとするグループは「入会申込書」を提出し、代表者会議に於いて承認を受けなければならない。

- 2 本会を退会しようとするグループは「退会届」を提出し、代表者会議に於いて承認を受けなければならない。

(代表者の選出と任期)

第6条 本会に所属するグループは、代表者1名を推薦し、代表者は代表者会議を構成する。

- (1) 代表者の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 代表者に欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、年6回とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 代表者会議は、次の事項について審議し、出席者の過半数の同意をもって決定する。
 - (1) 運営・事業に関すること
 - (2) 会則の制定及び改正に関すること
 - (3) その他、代表者会議で必要と認めること

(事業年度)

第8条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、いずみさの女性センターに置く。

付則

この会則は、平成10年11月20日から施行する。

この会則は、平成30年10月16日から施行する。

令和4年度

(2022年度)

男女共同参画推進事業報告書

発行 令和5年(2023年)7月

泉佐野市 市民協働部 人権推進課

〒598-8550

泉佐野市市場東1丁目1番1号

TEL 072-463-1212